平成２８年（フ）第３７５号
岐阜市鏡島3065番地１　（ジュネス・ドミールＣ棟102号）、前住所岐阜市福住町２丁目４番地１　（ファミール岐阜　304号室）
債務者　山崎　雅志
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９３３号
愛知県瀬戸市陶本町５丁目５番地　パレスヤマハン601
債務者　稲田　奨隆
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８９号
埼玉県新座市石神４丁目７番12号、旧住所埼玉県富士見市関沢３丁目27番19号　ベル　コリーヌ103
債務者　田中　俊一
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　漆原　　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７６８号
横浜市都筑区桜並木20番32―4201号
債務者　吉田　　準
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１６号
金沢市上荒屋３丁目７番地３
債務者　南　　大祐
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　雅志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２０７号
札幌市北区新川３条10丁目２番25号
債務者　前佛あけみ
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４５号
愛知県長久手市片平２丁目201番地　ＮＳザ　ガーデン201号
債務者　小石原憲作（旧姓畑）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２号
滋賀県彦根市野瀬町152番地３（101号）
債務者　井関　恒久
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１６２号
札幌市手稲区星置１条８丁目９番10号
債務者　阿部　剛史
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２２３号
北海道石狩市花川東２条２丁目43番地　ｎｅｗ―ｎｅｓｓ彩202号
債務者　相田　和伸
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２５０号
札幌市清田区真栄４条４丁目17番６号
債務者　定蛇　直人
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２７８号
札幌市東区北39条東15丁目２番１―207号
債務者　櫻田　泰憲
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０号
札幌市白石区菊水９条４丁目４番30―103号
債務者　瀬戸　晴美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
札幌市清田区北野２条２丁目２番３号
債務者　西岡　四郎
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
札幌市東区北26条東１丁目２番４―201号
債務者　松岡　秀治
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３号
札幌市東区北45条東５丁目１番17号　ソシアルトミイＮｏ．16―４号
債務者　菅原　智大
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４号
札幌市東区北45条東５丁目１番17号　ソシアルトミイＮｏ．16―４号
債務者　菅原芽久美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部